

歯科健診受診の流れ（事前周知）

< 広島県の歯科診療所等で受診される場合 >

※健診費用については、健康保険組合が全額負担します。

< 申込みから健診まで >

- ① 歯科健診申込書を健康保険組合に提出する。
- ② 健康保険組合から「歯科健康診査票」と「歯科健康診査問診票」及び「歯科健診の受診方法」が申込みいただいて7営業日以内に自宅に送付される。
- ③ 歯科健診する歯科医院を決める。
※歯科医院は広島県歯科医師会の会員となっている歯科医院のみが対象となります。
対象となる歯科医院は、広島県歯科医師会ホームページ（<https://www.hpda.or.jp>）で確認できます。
- ④ 歯科医院へ直接連絡し、受診日を予約する。
『**広島県自動車販売健康保険組合の歯科健診を受けたい**』とお伝えのうえ、健診予約をしてください。その際、健診当日に持参するものを確認してください。
※ネット予約が可能な歯科医院でも、原則、お電話にて歯科健診の予約をしてください。
- ⑤ 歯科健診を受ける。
- ⑥ 歯科健康診査結果票を受け取り終了です。

< 当日持って行くもの >

次の2点は必ずお持ちください。**忘れた場合は、健診を受けられませんのでご注意ください。**

- 1 歯科健康診査票 (4枚複写)
- 2 歯科健康診査問診票 (2枚複写)

※歯科医院によっては、マイナ保険証の提示を求められる場合がありますので、予約の際にご確認ください。

< 歯科健康診査票の記入について >

「氏名」、「性別」、「年齢（生年月日）」、「住所」を事前に記入のうえ歯科医院へ提出してください。

< 歯科健康診査問診票の記入について >

「氏名」、「性別」、「年齢（生年月日）」、「職業」、「住所（電話番号）」、「Q1～Q17の間診項目」を事前に記入のうえ歯科医院へ提出してください。

< 注意事項 >

1. 歯科健診の受診は、**申込みする年の4月からその年の12月末まで**に1回とします。
2. 受診対象者は、被保険者及び申込みする年度末（3月31日）現在で20歳以上の被扶養者とします。
※**現在、歯の治療を受けている方は、歯科健診を受けることが出来ません。**
3. 健診結果により、**当日引き続き治療を受けられる場合は、保険診療となり自己負担が発生します。**
4. 無断キャンセルや急な日程変更は、歯科医院にご迷惑をおかけすることになりますので、ご遠慮ください。

歯科健診受診の流れ（事前周知）

<広島県以外の歯科診療所等で受診される場合>

※健診費用は4,400円を限度に健康保険組合からお支払いします。

- ①歯科医院へ直接連絡して、『歯科健診を受けたい』とお伝えのうえ、健診予約をしてください。
その際、健診当日に持参するものをご確認ください。
※健康保険組合に歯科健診申込書を提出する必要はありません。
※ネット予約が可能な歯科医院でも、原則、お電話にて歯科健診の予約をしてください。
- ②歯科健診を受ける。
- ③歯科健診費用を支払い、領収書を受け取ります。
- ④「歯科健診助成金申請書（広島県以外）」に必要事項を記載して、歯科健診にかかる領収書を添付のうえ、広島県自動車販売健康保険組合へご提出ください。
- ⑤健康保険組合から「歯科健診助成金申請書（広島県以外）」に記載された助成金振込先（被保険者名義）へ助成金を振込みます。 ※助成金限度額：4,400円（税込）

<注意事項>

1. 歯科健診の受診は、**申込みする年の4月からその年の12月末まで**に1回とします。
 2. 受診対象者は、被保険者及び申込みする年度末（3月31日）現在で20歳以上の被扶養者とします。
※現在、歯の治療を受けている方は、歯科健診を受けることが出来ません。
 3. 健診結果により、**当日引き続き治療を受けられる場合は、保険診療となり自己負担が発生します。**
 4. 無断キャンセルや急な日程変更は、歯科医院にご迷惑をおかけすることになりますので、ご遠慮ください。
- ※「歯科健診助成金申請書（広島県以外）」に添付する領収書は、歯科医療機関で歯科健診を受けた方の氏名、健診年月日、歯科健診であることが記載された領収書を添付してください。